

京丹波町インターネット公有財産売却ガイドライン

第1 公有財産売却の参加条件など

1 公有財産売却の参加条件

(以下のいずれかに該当する方は、公有財産売却へ参加することができません。)

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項又は第2項各号に該当すると認められる方
- (2) 公有財産売却の参加仮申込みの時点で満18歳未満の者
- (3) 日本語を完全に理解できない方
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員から依頼を受けて入札に参加しようとする者
- (6) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項の規定に基づく処分の対象となっている団体又はその構成員となっている者
- (7) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3の規定に該当する京丹波町職員
- (8) 京丹波町が定める本ガイドライン及びK S I 官公庁オークションに関連する規約・ガイドラインの内容を承諾せず、順守できない者
- (9) 公有財産の買受について一定の資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格などを有していない方

2 公有財産売却の参加に当たっての注意事項

- (1) 公有財産売却は、地方自治法、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）などの規定に則って京丹波町が執行する一般競争入札手続の一部です。
- (2) 売買代金の残金（契約保証金を売買代金に充当したときの残金をいう。以下同じ。）の納付期限までにその代金を正当な理由なく納付しない落札者は、地方自治法施行令第167条の4第2項第5号に該当すると見なされ、一定期間京丹波町の実施する一般競争入札に参加

できなくなることがあります。

(3) 公有財産売却に参加される方は入札保証金を納付してください。

(4) 入札保証金及び売買代金を銀行振込する場合、京丹波町が納付を確認できるまで5営業日程度を要することがあります。(営業日とは、土日祝日及び12月29日から1月3日までの休日を除く日をいいます。)

納付期限までに京丹波町が納付を確認できないときは、参加者へ納付したかどうかを電話又は電子メールにより確認の後、領収書をご提示いただくことがあります。

(5) 公有財産売却に参加される方は、あらかじめインターネット公有財産売却システム(以下「売却システム」といいます。)上の公有財産売却の物件詳細画面や京丹波町において閲覧に供されている一般競争入札の公告などを確認し、関係公簿などの閲覧などにより十分に調査を行ったうえで公有財産売却に参加してください。

ア 不動産の場合は、原則として現地説明会を実施しませんので、入札前に各自で購入希望の財産を確認してください。

イ 動産の現物の下見会については、それぞれの物件詳細画面に記載してありますので確認してください。

(6) 売却システムは、システム提供法人の提供する売却システムを採用しています。公有財産売却の参加者は、売却システムの画面上で公有財産売却の参加申込みなど一連の手続を行ってください。

ア 参加仮申込み

売却システムの売却物件詳細画面より公有財産売却の参加仮申込みを行ってください。

イ 参加申込み(本申込み)

売却システムの公有財産売却の物件詳細画面より仮申込みを行った後、京丹波町公式ホームページより「公有財産売却一般競争入札参加申込書兼入札保証金返還請求書(以下「申込書」といいます。)」を印刷し、必要事項を記入・押印後、入札日前3箇月以内に発行された住民票(住民票コード以外の記載を省略しないもの。法人にあつては、商業登記簿謄本又は登記事項証明書)を添付の上、京丹波町に送付してください(郵送の場合は、申込締切日の消印有効)。

- ・ 公有財産売却の各物件について入札保証金の納付方法をご確認の上、申込書の入札保証金納付方法欄にある「クレジットカード」又は「銀行振込」のうちご希望の方法いずれか一つに「○」をしてください。

- ・ 複数の物件について申込みをされる場合、公有財産売却の物件ごとに申込書が必要になりますが、添付書類である住民票（住民票コード以外の記載を省略しないもの。法人にあつては、商業登記簿謄本又は登記事項証明書）は1通のみ提出してください。
- (7) 公有財産売却においては、特定の物件（売却区分）の売却が中止になること又は公有財産売却の全体が中止になることがあります。

3 公有財産売却の財産の権利移転などについての注意事項

- (1) 落札後、契約を締結した時点で、落札者に公有財産売却の財産に係る危険負担が移転します。したがって、契約締結後に発生した財産の破損、焼失など京丹波町の責めに帰すことのできない損害の負担は、落札者が負うこととなり、売買代金の減額を請求することはできません。
- (2) 落札者が売買代金の残金を納付したことを京丹波町が確認した時点で、所有権は落札者に移転します。
- (3) 公有財産売却の財産が不動産の場合、京丹波町は、売買代金の残金を納付した落札者の請求により、権利移転の登記を所轄法務局に嘱託します。
- (4) 公有財産売却の財産が不動産の場合、原則として物件に係る土壌調査及びアスベスト調査などは行っておりません。
- また、開発（建築）などに当たっては、都市計画法（昭和43年法律第100号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）及び条例などの法令により、規制がある場合があるので、事前に関係機関にご確認ください。
- (5) 公有財産売却の財産が動産の場合、京丹波町は、その公有財産の引渡しを売買代金納付時の現状有姿で行います。
- (6) 公有財産売却の財産が自動車の場合、落札者は「使用の本拠の位置」を管轄する運輸支局又は自動車検査登録事務所に当該自動車を持ち込み、移転登録（名義変更）の手続を行ってください。

4 個人情報の取扱いについて

- (1) 公有財産売却に参加される方は、以下の全てに同意するものとします。
- ア 公有財産売却の参加申込みを行う際に、住民登録などのされている住所、氏名（参加者が法人の場合は、商業登記されている所在地、名称、代表者氏名）を公有財産売却の参加者情報として登録す

ること。

イ 入札者の公有財産売却の参加者情報及びログインIDに登録されているメールアドレスを京丹波町に開示され、かつ、京丹波町がこれらの情報を京丹波町文書取扱規程（平成17年京丹波町訓令第2号）に基づき、5年間保管すること。

- ・ 京丹波町から公有財産売却の参加者に対し、ログインIDで認証されているメールアドレスに、公有財産売却の財産に関するお知らせなどを電子メールにて送信することがあります。

ウ 落札者に決定された公有財産売却の参加者のログインIDに紐づく会員識別番号を売却システム上において一定期間公開されること。

エ 京丹波町は、収集した個人情報をもとに地方自治法施行令第167条の4第2項に定める一般競争入札の参加者の資格審査などを行うことを目的として利用します。

(2) 公有財産売却の参加者情報の登録内容が住民登録や商業登記の内容などと異なる場合は、落札者となっても所有権移転などの権利移転登記を行うことができません。

5 共同入札について（不動産のみ）

(1) 共同入札とは

一つの財産を複数の者で共有する目的で入札することを共同入札とといいます。

(2) 共同入札における注意事項

ア 共同入札する場合は、共同入札者の中から1名の代表者を決める必要があります。実際の公有財産売却の参加申込み手続及び入札手続をすることができるのは、当該代表者のみです。したがって、公有財産売却の参加申込み手続及び入札手続などについては、代表者のログインIDで行うこととなります。手続の詳細については、「第2 公有財産売却の参加申込み及び入札保証金の納付について」及び「第3 入札形式で行う公有財産売却の手続」をご覧ください。

イ 共同入札する場合は、共同入札者全員の住民票（住民票コード以外の記載を省略しないもの。）及び共同入札者全員の住所（所在地）と氏名（名称）を連署した申込書などを入札開始までに京丹波町に提出することが必要です。なお、申込書は、京丹波町公式ホームページより印刷することができます（共同入札者の委任状も提

出してください。)

ウ 申込書などに記載された内容が共同入札者の住民登録や商業登記の内容など異なる場合は、共同入札者が落札者となっても権利移転登記を行うことができません。

エ 共同入札する場合は、クレジットカードによる入札保証金の納付はできません。

第2 公有財産売却の参加申込み及び入札保証金の納付について

入札するには、公有財産売却の参加申込みと入札保証金の納付が必要です。公有財産売却の参加申込みと入札保証金の納付が確認できたログインIDでのみ入札できます。

1 公有財産売却の参加申込みについて

売却システムの画面上で、住民登録などのされている住所、氏名など(参加者が法人の場合は、商業登記されている所在地、名称、代表者氏名)を公有財産売却の参加者情報として登録してください。

- ・ 法人で公有財産売却の参加申込みする場合は、法人代表者名でログインIDを取得する必要があります。
- ・ 共同入札する場合(不動産のみ)は、売却システムの画面上で、共同入札の欄の「する」を選択し、公有財産売却の参加申込みを行ってください。また、共同入札者全員の住民票(住民票コード以外の記載を省略しないもの。)及び申込書を入札開始2開庁日前までに京丹波町に提出してください。原則として、入札開始2開庁日前までに京丹波町が提出を確認できない場合、入札をすることができません。

2 入札保証金の納付について

(1) 入札保証金とは

地方自治法施行令第167条の7及び地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第21条の15で定められている入札する前に納付しなければならない金員です。入札保証金は、京丹波町が売却区分(公有財産売却の財産の出品区分)ごとに予定価格(最低落札価格)の100分の10以上の金額を定めます。

(2) 入札保証金の納付方法

入札保証金の納付は、売却区分ごとに必要です。入札保証金は、京丹波町が売却区分ごとに指定する方法で納付してください。売却区分

ごとに、売却システムの公有財産売却の物件詳細画面でどの方法が指定されているかを確認してください。

- ・ 入札保証金には利息を付しません。
- ・ 原則として、入札開始2開庁日前までに京丹波町が入札保証金の納付を確認できない場合、入札することができません。

ア クレジットカードによる納付

クレジットカードで入札保証金を納付する場合は、売却システムの売却物件詳細画面より公有財産売却の参加仮申込みを行い、入札保証金を所定の手続に従って、クレジットカードにて納付してください。クレジットカードにより入札保証金を納付する公有財産売却の参加申込者は、システム提供法人に対し、クレジットカードによる入札保証金納付及び返還事務に関する代理権を付与し、クレジットカードによる請求処理をS B ペイメントサービス株式会社に委託することを承諾します。公有財産売却の参加申込者は、公有財産売却が終了し、入札保証金の返還が終了するまでこの承諾を取り消せないことに同意するものとします。

また、公有財産売却の参加申込者は、システム提供法人が入札保証金取扱事務に必要な範囲で、公有財産売却の参加申込者の個人情報をS B ペイメントサービス株式会社に開示することに同意するものとします。

売却システムの公有財産売却の物件詳細画面より仮申込みを行った後、京丹波町公式ホームページより申込書を印刷し、必要事項を記入、押印後、入札日前3箇月以内に発行された住民票（住民票コード以外の記載を省略しないもの。法人にあっては、商業登記簿謄本又は登記事項証明書）を添付の上、京丹波町に送付してください（郵送の場合は、申込締切日の消印有効）。

- ・ 申込書の入札保証金納付方法欄の「クレジット」に「○」をしてください。
- ・ V I S A、マスターカード、J C B、ダイナースカード、アメリカンエクスプレスカードの各クレジットカードを利用できます（各クレジットカードでもごく一部利用できないクレジットカードがあります。）。
- ・ 法人で公有財産売却に参加する場合、当該法人の代表者名義のクレジットカードをご使用ください。
- ・ 共同入札する場合は、クレジットカードによる入札保証金の納付はできません。

イ 銀行振込による納付

銀行振込などで入札保証金を納付する場合は、売却システムの公有財産売却の物件詳細画面より公有財産売却の参加仮申込みを行ってください。売却システムの公有財産売却の物件詳細画面より仮申込みを行った後、京丹波町公式ホームページより申込書を印刷し、必要事項を記入、押印後、入札日前3箇月以内に発行された住民票（住民票コード以外の記載を省略しないもの。法人にあつては、商業登記簿謄本又は登記事項証明書）を添付の上、京丹波町に送付してください（郵送の場合は、申込締切日の消印有効）。

なお、銀行振込の場合は、公有財産売却の参加者より必要書類が京丹波町に到着後、京丹波町から「納付書」を送付しますので、必要事項を記入の上、京丹波町が指定する金融機関に入札保証金を納付してください。

- ・ 申込書の入札保証金納付方法欄の「銀行振込」に「○」をしてください。
- ・ 銀行振込の際の振込手数料は、公有財産売却の参加申込者の負担となります。
- ・ 銀行口座への振込により入札保証金を納付する場合は、京丹波町が納付を確認できるまで5営業日程度を要することがあります。なお、ファックスで納付済みの領収書の写しを送付していただくことがあります。
- ・ 京丹波町が指定する金融機関については、お問い合わせください。

(3) 入札保証金の没収

公有財産売却の参加申込者が納付した入札保証金は、落札者が契約締結期限までに京丹波町の定める契約を締結しない場合は没収し、返還しません。

(4) 入札保証金の契約保証金への充当

公有財産売却の参加申込者が納付した入札保証金は、落札者が契約を締結した場合、地方自治法施行令第167条の16又は地方公営企業法施行令第21条の15に定める契約保証金に全額充当します。

第3 入札形式で行う公有財産売却の手続

本章における入札とは、売却システム上で入札価格を登録することをいいます。

1 公有財産売却への入札

(1) 入札

入札保証金の納付が完了したログインIDでのみ、入札が可能です。入札は一度のみ可能です。一度行った入札は、入札者の都合による取り消しや変更はできませんので、ご注意ください。

(2) 入札がなかったものとする取扱い

京丹波町は、地方自治法施行令第167条の4第1項などに規定する一般競争入札に参加できない要件に該当する方が行った入札については、当該入札を取り消し、なかったものとして取り扱うことがあります。

2 落札者の決定

(1) 落札者の決定

入札期間終了後、京丹波町は開札を行い、売却区分（公有財産売却の財産の出品区分）ごとに、売却システム上の入札において、入札価格が予定価格（最低落札価格）以上で、かつ、最高価格である入札者を落札者として決定します。ただし、2人以上が同類の入札価格（上限）を設定した場合は、先に設定した者を落札者として決定する。

なお、落札者の決定に当たっては、落札者のログインIDに紐づく会員識別番号を落札者の氏名（名称）とみなします。

ア 落札者の告知

落札者のログインIDに紐づく会員識別番号と落札価格については、売却システム上に一定期間公開します。

イ 京丹波町から落札者への連絡

落札者には、京丹波町から入札終了後、あらかじめログインIDで認証されたメールアドレスに、落札者として決定された旨の電子メールを送信します。共同入札者が落札者となった場合は、代表者にのみ落札者として決定された旨の電子メールを送信します。

- ・ 京丹波町が落札者に送信した電子メールが、落札者によるメールアドレスの変更やプロバイダの不調などの理由により到着しないために、執行機関（京丹波町）が落札者による売買代金の残金の納付を売買代金の残金納付期限までに確認できない場合、その原因が落札者の責めに帰すべきものであるか否かを問わず、契約保証金を没収し、返還しません。
- ・ 当該電子メールに表示されている整理番号は、京丹波町に連絡

する際や京丹波町に書類を提出する際などに必要となります。

(2) 落札者決定の取消し

入札金額の入力間違いなどの場合は、落札者の決定が取り消されることがあります。この場合、売却物件の所有権は落札者に移転しません。また、納付された入札保証金は返還しません。

3 売却の決定

(1) 落札者に対する売却の決定

京丹波町は、落札後、落札者に対し電子メールなどにより契約締結に関する案内を行います。落札価格が50万円を超える場合は、当町から落札者へ契約書を送付し、契約を締結します。ただし、落札価格が50万円以下の場合は、落札決定をもって契約を締結したものとみなし、契約書の作成を省略します。契約の際、落札者は必要事項を記入・押印の上、次の書類などを添付して京丹波町に直接持参又は郵送してください。

なお、契約書には契約金額に応じた額面の収入印紙が必要となります。

ア 必要な書類

(ア) 身分証明書

(イ) 不動産の場合は、登録免許税法（昭和42年法律第35号）に定める登録免許税相当額の収入印紙又は登録免許税を納付したことを証する領収証書

イ 売却の決定金額

落札者が入札した金額を売却の決定金額とします。

ウ 落札者が契約を締結しなかった場合

落札者が契約締結期限までに契約を締結しなかった場合、落札者が納付した入札保証金は返還しません。

(2) 売却の決定の取消し

落札者が契約締結期限までに契約しなかったとき又は落札者が公有財産売却の参加仮申込みの時点で18歳未満の方など公有財産売却に参加できない者の場合に、売却の決定が取り消されます。この場合、公有財産売却の財産の所有権は落札者に移転しません。また、納付された入札保証金は返還しません。

4 売買代金の残金の納付

(1) 売買代金の残金の金額

売買代金の残金は、落札金額から事前に納付した契約保証金（契約保証金に充当した入札保証金）を差し引いた金額となります。

（２） 売買代金の残金納付期限について

落札者は、売買代金の残金納付期限までに京丹波町が納付を確認できるよう売買代金の残金を一括で納付してください。

売買代金の残金が納付された時点で、公有財産売却の財産の所有権が落札者に移転します、売買代金の残金納付期限（契約締結日から２０日以内に京丹波町が指定する日）までに売買代金の残金全額の納付が確認できない場合、事前に納付された契約保証金を没収し、返還しません。

（３） 売買代金の残金の納付方法

売買代金の残金は次のアの方法で納付してください（現金書留による現金の送付、現金の持参、郵便振替払出証書又は郵便為替証書の送付又は持参及び銀行振出の小切手の持参はできませんので、ご注意ください。）。

なお、売買代金の残金の納付に係る費用は、落札者の負担となります。また、売買代金の残金納付期限までに京丹波町が納付を確認することが必要です。

ア 京丹波町が用意する納付書による納付

５ 入札保証金の返還

（１） 落札者以外への入札保証金の返還

落札者以外の納付した入札保証金は、入札終了後全額返還します。

なお、公有財産売却の参加申込みを行ったものの入札を行わない場合にも、入札保証金の返還は入札終了後となります。

入札保証金返還の方法及び返還に要する期間は次のとおりです。

ア クレジットカードによる納付の場合

S B ペイメントサービス株式会社は、クレジットカードにより納付された入札保証金を返還する場合、クレジットカードからの入札保証金の引き落としを行いません。ただし、公有財産売却の参加者などのクレジットカードの引き落とし時期などの関係上、いったん実際に入札保証金の引き落としを行い、翌月以降に返還を行う場合がありますので、ご了承ください。

イ 銀行振込などによる納付の場合

入札保証金の返還方法は、公有財産売却の参加者が指定する銀行口座への振込のみとなります。公有財産売却の参加者（入札保証金返還

請求者) 名義の口座のみ指定可能です。共同入札の場合は、仮申込みを行った代表者名義の口座のみ指定可能です。

なお、入札保証金の返還には、入札期間終了後 4 週間程度要することがあります。

第 4 公有財産売却の財産の権利移転及び引渡しについて

京丹波町は、落札後、落札者と契約を締結します。

京丹波町は、売買代金の残金納付確認の後、不動産については落札者の請求に基づいて不動産登記上の権利移転のみを行い、自動車については落札者が自動車登録手続を行うこととなります。

1 権利移転の時期

公有財産売却の財産は、落札者が売買代金の残金を納付したことを京丹波町が確認した時点で、所有権は落札者に権利移転します。

2 権利移転の手続について

(1) 不動産の場合

ア 京丹波町公式ホームページより「所有権移転登記請求書」を印刷した後、必要事項を記入して、売買代金の残金納付期限までに京丹波町へ提出してください。

なお、売買代金の残金納付期限は、契約締結後 20 日以内の京丹波町が定める日となります。

イ 共同入札の場合は、共同入札者全員が記入した「所有権移転登記請求書」の提出が必要です。また、公有財産売却の財産の持分割合は、移転登記前に京丹波町に対して任意の書式にて申請してください。

ウ 所有権移転の登記が完了するまで、入札終了後 1 箇月半程度の期間を要することがあります。

なお、登記の完了後、登記済証又は登記識別情報(記号番号が記載されたもの)をお渡しします。

(2) 動産の場合

動産のうち自動車の場合、落札者は「使用の本拠の位置」を管轄する運輸支局又は自動車検査登録事務所に当該自動車を持ち込み、移転登録(名義変更)の手続を行う必要があります。

3 注意事項

- (1) 落札後、契約を締結した時点で、公有財産売却の財産に係る危険負担は落札者に移転します。したがって、契約締結後に発生した財産の破損、焼失など京丹波町の責めに帰すことのできない損害の負担は、落札者が負うこととなり、売買代金の減額を請求することはできません。

なお、売買代金の残金を納付した時点で所有権は落札者に移転します。

- (2) 公有財産売却の財産内の動産類やゴミなどの撤去などは、すべて落札者自身で行ってください。

4 引渡し及び権利移転に伴う費用について

(1) 不動産の場合

ア 権利移転に伴う費用（移転登記の登録免許税など）は落札者の負担となります。

イ 所有権移転などの登記を行う際は、登録免許税法に定める登録免許税相当額の収入印紙又は登録免許税を納付したことを証する領収証書が必要となります。売買代金の残金を納付後、送付してください。

共同入札者が落札者となった場合、登録免許税法に定める登録免許税相当額の収入印紙又は登録免許税を納付したことを証する領収証書は、共同入札者の人数分だけ必要となります。共同入札者は、各々の持分に応じた登録免許税相当額を納付してください（実際に持参又は送付する場合は、全共同入札者の合計で構いません。）。

(2) 動産の場合

ア 引渡しは、売買代金納付時の現状有姿で行います。

イ 引渡しは、原則として京丹波町が指定する場所で直接引渡しにて行います。ただし、引取りできない場合は、落札者の申し出により財産の送付などを行います。その際の必要な費用については、落札者の負担となります。

ウ 直接引渡しの歳は、落札者の本人確認のため、次のものを持参してください。

なお、落札者が法人の場合は、代表者の方の下記（ア）から（ウ）が必要です。

（ア） 身分証明書

運転免許証、住民票など本人確認及び住所を証する書面

- (イ) 京丹波町から落札者へ送付された落札を通知する電子メールを印刷したもの
- (ウ) 印鑑
- エ 代理人が財産の引渡しを受ける場合は、ウの（ア）から（ウ）のほかに、京丹波町の書式による委任状の提出が必要です。
- オ 送付による引渡しを希望される場合は、「送付依頼書」の提出が必要です。
- カ 一度引渡しされた財産は、いかなる理由があっても返品、交換はできません。
- キ 自動車の権利移転に伴う費用（自動車検査登録印紙、自動車取得税など）は、落札者の負担となります。
 - （ア） 移転登録などの手数料として自動車検査登録印紙が必要です。
 - （イ） 自動車取得税及び自動車税は落札者が自ら申告、納税してください。

5 用途の制限等について

- (1) 落札した物件を次の用途に供してはなりません。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の用途
 - イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これに類する営業の用途
 - ウ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第5条第1項の規定による処分を受けた団体の用途
- (2) 落札者が第三者に対して物件の売買、贈与、交換、出資等により所有権を移転し、又は賃借により物件を使用し、及び収益をさせようとするときは、(1)のアからウに規定する用途に供しないよう、第三者に対して書面によりその義務を承継してください。

第5 注意事項

1 売却システムに不具合などが生じた場合の対応

- (1) 公有財産売却の参加申込み期間中
売却システムに不具合などが生じたために、以下の状態となったときは公有財産売却の手続を中止することがあります。

- ア 公有財産売却の参加申込み受付が開始されないとき。
- イ 公有財産売却の参加申込み受付ができない状態が相当期間継続したとき。
- ウ 公有財産売却の参加申込み受付が入札開始までに終了しないとき。
- エ 公有財産売却の参加申込み受付終了時間後になされた公有財産売却の参加申込みを取り消すことができないとき。

(2) 入札期間中

売却システムに不具合などが生じたために、以下の状態となったときは公有財産売却の手続を中止することがあります。

- ア 入札の受付が開始されないとき。
- イ 入札できない状態が相当期間継続したとき。
- ウ 入札の受付が入札期間終了時刻に終了しないとき。

(3) 入札期間終了後

売却システムに不具合などが生じたために、以下の状態となったときは公有財産売却の手続を中止することがあります。

- ア 一般競争入札形式において入札期間終了後相当期間経過後も開札ができないとき。
- イ くじ（自動抽選）が必要なときでくじ（自動抽選）が適正に行えないとき。

2 公有財産売却の中止

公有財産売却の参加申込み開始後に公有財産売却を中止することがあります。公有財産売却の財産の公開中であっても、やむを得ない事情により、公有財産売却を中止することがあります。

(1) 特定の公有財産売却の特定の売却区分（売却財産の出品区分）の中止時の入札保証金の返還

特定の公有財産売却の物件の公有財産売却が中止となった場合、当該公有財産売却の物件について納付された入札保証金は中止後返還します。

なお、銀行振込などにより入札保証金を納付した場合、返還まで中止後4週間程度要することがあります。

(2) 公有財産売却の中止時の入札保証金の返還

公有財産売却の全体が中止となった場合、入札保証金は中止後返還します。

なお、銀行振込などにより入札保証金を納付した場合、返還まで中止後4週間程度要することがあります。

3 公有財産売却の参加を希望する者、公有財産売却の参加申込者及び入札者など（以下「入札者など」という。）に損害などが発生した場合

- (1) 公有財産売却が中止になったことにより、入札者などに損害が発生した場合、京丹波町は損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。
- (2) 売却システムの不具合などにより、入札者などに損害が発生した場合、京丹波町は損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。
- (3) 入札者などの使用する機器及び公有財産売却の参加者などの使用するネットワークなどの不備、不調その他の理由により、公有財産売却の参加申込み又は入札に参加できない事態が生じた場合においても、京丹波町は代替手段を提供せず、それに起因して生じた損害について責任を負いません。
- (4) 公有財産売却に参加したことにより、入札者などが使用する機器及びネットワークなどに不備、不調などが生じたことにより入札者などに損害が発生した場合、京丹波町は損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。
- (5) 公有財産売却の参加者などが入札保証金を自己名義（法人の場合は当該法人代表者名義）のクレジットカードで納付する場合で、クレジットカード決済システムの不備により、入札保証金の納付ができず公有財産売却の参加申込みができないなどの事態が発生したときは、それに起因して入札者などに生じた損害について、京丹波町は損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。
- (6) 公有財産売却の参加者などの発信若しくは受信するデータが不正アクセス及び改変などを受け、公有財産売却の参加続行が不可能となるなどの被害を受けた場合、その被害の種類・程度にかかわらず、京丹波町は責任を負いません。
- (7) 公有財産売却の参加者などが、自身のログインID及びパスワードなどを紛失若しくは、ログインID及びパスワードなどが第三者に漏えいするなどして被害を受けた場合、その被害の種類・程度にかかわらず、京丹波町は責任を負いません。

4 公有財産売却の参加申込み期間及び入札期間

公有財産売却の参加申込み期間及び入札期間は、売却システム上の公有財産売却の物件詳細画面上に示された期間となります。ただし、システムメンテナンスなどの期間を除きます。

5 リンクの制限など

京丹波町が売却システム上に情報を掲載しているウェブページへのリンクについては、京丹波町物件一覧のページ以外のページへの直接のリンクはできません。

また、売却システム上において、京丹波町が公開している情報（文章、写真、図面など）について、京丹波町に無断で転載・転用することは一切できません。

6 その他重要事項

(1) 無効入札に関する事項

上記に記載してきたことのほか、次の各号のいずれかに該当する入札は無効とします。

- ア 入札参加仮申込みをしていない者の入札
- イ 仮申込み後、本申込みをしていない者の入札
- ウ 本申込みの添付資料が不足又は所定のものでない者の入札
- エ 所定の入札保証金の納付をしない者の入札
- オ 一人の入札者又はその代理人が同一物件について二件以上の入札をしたときの入札
- カ 代理人が二人以上の者の代理をしていた入札
- キ 入札者が同一物件について他の入札者の代理をしたときの双方の入札
- ク 書類等の送付又は電報によってした入札
- ケ 無権代理人がした入札
- コ 入札に関し不正の行為があった者のした入札
- サ 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- シ 電子入札で所定の日時までに到達しなかったもの
- ス 電子入札で契約担当者等の使用に係る電子計算機に到達した入札金額その他所定の情報が書き換えられたもの
- セ その他入札に関する条件に違反した入札

(2) 契約に関する事項

- ア 開札及び落札者の決定は、第3の2（1）のとおり行います。
- イ 落札者が契約を締結しようとするときは、京丹波町が作成した契約書案に記名押印の上、落札決定の通知を受けた日から7日以内に京丹波町に提出しなければなりません。
- ウ 落札者が契約を締結しようとするときは、契約金額の100分の

10に相当する額以上の契約保証金を納入しなければなりません
(入札保証金の全部について契約保証金に充当します。)

エ 契約保証金は、全部を売買代金に充当します。

(3) その他の事項

ア ゆうちょ銀行は、京丹波町に対する振込先金融機関として利用できませんのでご注意ください。

イ インターネット公有財産売却における個人情報について

行政機関がシステム提供法人の提供する官公庁オークションシステムを利用して行うインターネット公有財産売却における個人情報の収集主体は行政機関になります。

ウ クレジットカードで入札保証金を納付する場合

クレジットカードにより入札保証金を納付する参加者及びその代理人(以下「参加者など」という。)は、システム提供法人に対し、クレジットカードによる入札保証金納付及び返還事務に関する代理権を付与し、クレジットカードによる請求処理をS B ペイメントサービス株式会社に委託することを承諾します。参加者などは、公有財産売却手続が終了し、入札保証金の返還が終了するまでこの承諾を取り消せないことに同意するものとします。また、参加者などはシステム提供法人が入札保証金取扱事務に必要な範囲で、参加者などの個人情報をS B ペイメントサービス株式会社に開示することに同意するものとします。